

前略

東京で大変な事態になつたので、詳しく状況についてはお木に聞かして
ませんが、時節柄健康には十分注意されますよう。また一日も早
く神戸へ戻らるますよう。祈つております。

さて二〇日の公判での状況ですが、一九日に、宝塚の山本氏と東
京の「野井護」から私あて電あり、一七日に監置二〇日とされ

たこと
かもしない

二〇日には公判に出頭できるよう努力するが、出頭できな
い旨連絡を受け、出頭の可否についての新たな連絡待ちの予定
公判に望みました。

公判では私から監置されたことについての簡単な説明をした

後別紙文書提出命令申立書と提出、山本氏のファイル二冊と関
連性を証明するための山本証人の採用を申立てました。

右証拠調請求についての検察官の意見は、いすれも必要なし、と又も
又二一

No. 1

裁判所合議の結果

1. 文書提出命令については採用し 至る手續可なり 検察官は出を急ぐよう神戸大学に連絡していただき、検察官に事案上の援助を求め、検察官から依頼するものとすべし、
2. 山本氏のファイルニ付してはメモのみ採用し、その関連性ニ証明のため、山本証人採用、関連性についての簡単な尋問と山本証人任地を行つた。

次に 被告人質問の期日については 明年一月三十一日午後一時から二時間に行ひ、二時間は弁護側から一時間は検察官と裁判所から質問することになりまふ。

No. 2
1. 裁判所の弁論の期日を別に定めることになり 裁判所の構成が変更された。三月中旬に判決したいとの裁判所の意向から 弁護側、検察官として三月の第一月中に準備し、二月五日の午後二時から三時半の間に行ひ、弁論要旨として当日までに準備、提出すべきなり、

今日二月五日から一週間位の間は書面を補充して下さい。協賛、
うん、まともになりました。

以上の簡単ですが、取り急ぎご連絡いたします。

昭和五九年二月一日

弁護士

池

建

心

松下 昇 様